

議案第 124 号

飛騨市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について

飛騨市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 11 月 30 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

道路構造令の改正に伴う改正

# 飛驒市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

飛驒市市道の構造の技術的基準を定める条例（平成24年飛驒市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第5項中「普通道路の車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第5条第2項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第7条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第7条の2　自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2　自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3　自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4　自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第8条第1項中「又は第4種の道路には」を「（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）又は第4種（第3級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには」に改め、同条第2項中「道路（」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（」に改める。

第9条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第10条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第31条第3号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第40条中「第7条」の次に「、第7条の2第3項」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飛騨市市道の構造の技術的基準を定める条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
第1条・第2条 略 (車線等)	第1条・第2条 略 (車線等)
第3条 車道（副道、停車帯_____その他道路構造令施行規則（昭和46年建設省令第7号。以下「省令」という。）第2条に規定する部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。	第3条 車道（副道、停車帯、 <u>自転車通行帯</u> その他道路構造令施行規則（昭和46年建設省令第7号。以下「省令」という。）第2条に規定する部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。
2～4 略	2～4 略
5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道_____の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第34条の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。	5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道（ <u>自転車通行帯を除く。</u> ）の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第34条の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。
第4条 略 (副道)	第4条 略 (副道)
第5条 略	第5条 略
2 副道_____の幅員は、4メートルを標準とするものとする。	2 副道（ <u>自転車通行帯を除く。</u> ）の幅員は、4メートルを標準とするものとする。
第6条・第7条 略	第6条・第7条 略

(自転車道)  
第8条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路には

---

、自転車道を道路の各側に設けるものとする。た

(自転車通行帯)

第7条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車道)

第8条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）又は第4種（第3級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。た

だし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

## 2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路

前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

### 3～5 略

（自転車歩行者道）

## 第9条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

### 2～4 略

（歩道）

## 第10条 第4種（第4級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第3種（第5級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その

だし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

## 2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの

前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

### 3～5 略

（自転車歩行者道）

## 第9条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

### 2～4 略

（歩道）

## 第10条 第4種（第4級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第3種（第5級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その

他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～5 略

第11条～第30条 略

(待避所)

第31条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1)・(2) 略

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道\_\_\_\_\_の幅員は、5メートル以上とすること。

第32条～第39条 略

(小区間改築の場合の特例)

第40条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第3条、第4条第4項から第6項まで、第5条、第7条\_\_\_\_\_、第8条第3項、第9条第2項及び第3項、第10条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第16条から第23条まで、第24条第3項並びに第26条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適當でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～5 略

第11条～第30条 略

(待避所)

第31条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1)・(2) 略

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道（自転車通行帯を除く。）の幅員は、5メートル以上とすること。

第32条～第39条 略

(小区間改築の場合の特例)

第40条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第3条、第4条第4項から第6項まで、第5条、第7条、第7条の2第3項、第8条第3項、第9条第2項及び第3項、第10条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第16条から第23条まで、第24条第3項並びに第26条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適當でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第3条、第4条第4項から第6項まで、第5条、第6条第2項、第7条\_\_\_\_\_、第8条第3項、第9条第2項及び第3項、第10条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第20条第1項、第22条第2項、第24条第3項、次条第1項及び第2項並びに第42条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。  
以下 略

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第3条、第4条第4項から第6項まで、第5条、第6条第2項、第7条、第7条の2第3項、第8条第3項、第9条第2項及び第3項、第10条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第20条第1項、第22条第2項、第24条第3項、次条第1項及び第2項並びに第42条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。  
以下 略

## 飛驒市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を 改正する条例（案）要旨

### 1 改正の趣旨

道路構造令の改正に伴う改正

### 2 改正の内容

道路構造令（昭和45年政令第320号）の一部改正により、「自転車通行帯」に関する規定が新たに設けられたこと等を踏まえ、本条例においても同内容の改正を行うもの。

#### (1) 自転車通行帯の新設

自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帶状の車道の部分として「自転車通行帯」を新たに規定し、自動車及び自転車の交通量が多い道路に設けることとするなどの設置要件を規定する。

#### (2) 自転車道の設置要件の追加

これまで自動車及び自転車の交通量が多い道路に設けることとされていた自転車道について、自動車及び自転車の交通量が多く、設計速度が1時間につき60キロメートル以上である道路に設けることとするため、設置要件を追加する。

### 3 施行日 公布の日